

令和6年11月8日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清 様

坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会
会長 新井 彪



下水道使用料の改定について（答申）

令和6年6月6日付け坂下総発第322号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

答 申 書

1. はじめに

下水道事業の健全な運営を図るためには、経費回収率が100%となるよう下水道使用料を設定すべきであるが、平成29年6月1日に改定した現在の下水道使用料は、激変緩和措置として、目標充当率を「86.3%」とし、下水道使用料単価については「150円/m³」とする改定を行ったところである。

その後、令和3年度に検証を行った結果、「概ね算定期間中の目標が達成されていること」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民負担への適切な配慮が必要である」等の考えから、「令和6年度まで据え置く」こととし現在に至っている。

このような中、現在策定している経営戦略の改定（案）における今後10年間の投資・財政計画を踏まえると、将来にわたり健全な事業運営を行うためには、下水道使用料の改定が必要であると認められた。

このことから、管理者より令和6年6月6日に「下水道使用料の改定について」の諮問を受けたところであり、経営戦略の改定（案）を踏まえ、慎重に審議を重ねたので、その結果を答申する。

2. 下水道使用料の改定について

本審議会は、「下水道使用料の改定について」4回にわたり、審議を重ねたが、経営戦略の改定（案）を踏まえると、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」のとおり、算定期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、経費回収率は100%を目指し、平均改定率を15.7%とする下水道使用料の改定はやむを得ないと考える。

なお、単価の設定を行う上で、次の事項に配慮し審議を行った。

- (1) 基本使用料の増額について、安定的な運営を図るためにはやむを得ないが激変緩和策を講じること。
- (2) 弱者対策として、少量使用者に対して配慮すること。
- (3) 一般家庭における下水道使用料について、近隣自治体との価格格差に配慮すること。
- (4) 累進度について、使用水量の区分間における負担の公平性に留意すること。

特に(1)の基本使用料の増額については、当初1200円への改定を審議したが、2ヶ月で800円の増額改定は市民生活への影響が大きいのではないかとの意見があり、基本使用料は1000円への改定が妥当ではないかなどの意見が出された。

以上のことを踏まえ、次の下水道使用料改定案が妥当であるとの結論を得た。

[下水道使用料改定（案）]

○現行

1 使用月（税抜）

用途 区分	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	金額 (1 m ³ につき)
一般用	800 円	10 m ³ まで	5 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	128 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	170 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	218 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	262 円
		300 m ³ を超える分	318 円
公衆浴場用		1 m ³ につき	60 円

○改定(案)

1 使用月（税抜）

用途 区分	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	金額 (1 m ³ につき)
一般用	1,000 円	10 m ³ まで	5 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	130 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	196 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	252 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	303 円
		300 m ³ を超える分	368 円
公衆浴場用		1 m ³ につき	60 円

3. 附帯意見

今後、次の事項について配慮されたい。

- (1) 下水道使用料改定に関し使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営努力を示していく必要がある。これからも、業務の効率化に努め経費削減を図るとともに、経営戦略に基づき経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと。
- (2) 今後の社会経済情勢等を注視し、必要に応じて適正な下水道使用料についての検討を行うこと。
- (3) 下水道使用料改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、市民に対して十分な説明並びに情報提供を行い、適正な下水道使用料について理解と協力が得られるよう努めること。

※ 審議経過

令和6年 6月 6日 諮問

令和6年 7月25日 第1回審議

令和6年 8月20日 第2回審議

令和6年10月 1日 第3回審議

令和6年11月 5日 第4回審議 答申

※ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会委員名簿

会 長	新井 彪	(知識経験を有する者)
職務代理	勝浦 信幸	(知識経験を有する者)
委 員	木村 裕	(知識経験を有する者)
委 員	齊藤多美恵	(知識経験を有する者)
委 員	新井 正美	(知識経験を有する者)
委 員	宇津木謙一	(知識経験を有する者)
委 員	川崎 孝	(構成市市民 (公募))
委 員	熊木 勇	(構成市市民 (公募))
委 員	長 利光	(構成市市民 (公募))